

平成18年度

松川町 組織目標（各課局）

平成18年5月

松川町

課局	目標の標題		備考
総務課	松川町自治体経営改革プランの推進	1	
	人材育成の推進と人事評価制度の試行	2	
	中期財政計画の策定	3	
	自治会未加入者対策	4	
	自治会担当職員等の充実	5	
	自主防災組織の強化	6	
	地域防災計画の見直し	7	
	松川町国土利用計画の策定	8	
	町制施行50周年記念事業	9	
	暮らしのガイドブック作成	10	
	新公共交通システムの推進	11	
住民税務課	町税の収納率の向上	1	
	ごみの減量化対策とバイオマスの研究	2	
	環境基本計画の推進・管理	3	
	窓口の接客対応の向上	4	
	国保医療係と保健予防係りのグループ制による効果的な保健事業の展開 1	5	
	国保ヘルスアップ事業の推進	6	
保健福祉課	子育て、保育、学校教育、社会教育の充実とグループ制 2	1	
	介護保険によるサービスや介護予防の推進	2	
	地域福祉計画の策定	3	
	地域包括支援センターを中核とした地域支援体制の整備	4	
	障害者自立支援法への対応と障害者福祉計画の策定	5	
	健康まつかわ21の推進	6	
	国保医療係と保健予防係りのグループ制による効果的な保健事業の展開 1	7	
	保健予防活動の充実	8	
教会 教育 事務局	生涯学習、公民館活動の充実	1	
	「松川町史」編纂事業の推進	2	
	学校施設の充実と通学区対策	3	
	子育て、保育、学校教育、社会教育の充実とグループ制 2	4	
建設 水道課	下水道加入促進	1	
	下水道財政計画の策定	2	
	健全な水道事業経営の推進	3	
	むらやま公園整備	4	
	主要・幹線道路整備計画の策定	5	
	新規・継続の道路事業の拡充	6	
	地元施行事業の促進	7	
産業 振興課	農業交流センターの計画、設計	1	
	農産物海外戦略の確立	2	
	遊休農地の解消	3	
	企業誘致及び企業懇談会	4	
	商業地元滞留率の向上と支援	5	
	里山整備利用地域制度の支援（里山林の整備推進）	6	
	清流苑施設の整備更新	7	
議事 務 会 局	町民に対して開かれた議会運営のサポート	1	
	適正且つ効率的な選挙の管理執行（選挙管理委員会事務局）	2	
	監査の指摘事項等に対する措置状況の把握（監査委員事務局）	3	

平成18年度組織目標 総務課	課長 吉澤澄久
----------------	---------

目標1	<p><b>標題</b> 松川町自治体経営改革プランの推進</p> <p>松川町自治体経営改革プラン（平成18年3月策定）の改革項目の実施推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革推進会議を運営し、全庁の改革プラン実施項目の取組状況を把握し、目標を達成する。</li> <li>・地域づくり交付金（仮称）（平成19年度施行）について、現行制度からの円滑な移行となるよう関係部署との協議を進め要綱を11月までに整備し、住民への広報を実施。</li> <li>・まつかわ町民提案型まちづくり事業（仮称）（平成19年度施行）について、現行ふるさとづくり事業の円滑な移行を鑑み、関係部署及びふるさとづくり委員会等での調整検討を行い要綱等を9月までに策定し、住民への広報を実施。</li> <li>・パブリックコメント（住民意見提案制度）の実施要綱を9月までに整備し、各課・各職員へ周知する。</li> <li>・広告パートナー制度に関する要綱等を9月までに整備し、広告掲載事業を実施する。</li> </ul>
目標2	<p><b>標題</b> 人材育成の推進と人事評価制度の試行</p> <p>職員人材育成基本方針を推進するとともに、職員の業績を重視した人事評価制度の試行実施し、人材の計画的育成・能力開発の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員人材育成の推進に関する庁内組織として職員人材育成推進委員会を4月までに設置する。委員会において、人事評価に関する職員アンケートを10月までに実施する。</li> <li>・人事評価制度試行ガイドブックを4月までに作成し、保育士等を除く全職員を対象に人事評価制度を試行し、平成19年度本格実施に向けた人事評価制度を構築する。</li> <li>・平成18年度職員研修計画を4月までに策定し、セミナー等特別研修等の情報提供について職員へ周知する。</li> </ul>
目標3	<p><b>標題</b> 中期財政計画の策定</p> <p>長期的な視野に立った財政運営を行うことができるよう、総合計画と連動した「中期財政計画」を策定、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次総合計画前期基本計画に基づき、実施計画と連動した中期財政計画を10月までに策定し、公表する。</li> <li>・財政シミュレーションを行い、広報等を通じて1月までに長期的な財政見通しを周知する。</li> </ul>
目標4	<p><b>標題</b> 自治会未加入者対策</p> <p>自治会未加入理由などを調査、分析を行い、加入促進方法を研究する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり懇談会にて自治会へ未加入者対策検討の促すとともに、本年度自治会加入促進を積極的に図るモデル自治会として7月までに選定し、モデル自治会と協力し、聞き取りによる未加入者アンケートの実施（及び加入促進）と加入促進の研究を11月までに行う。</li> <li>・区長・自治会長会（12月）でモデル自治会の活動を発表し、自治会の未加入者対策を促す。</li> </ul>
目標5	<p><b>標題</b> 自治会担当職員等の充実</p> <p>自治会担当職員に関する要綱を整備するとともに、自治会からの相談に対応できるよう研修を行い資質向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長、課長補佐をチームリーダーとした班編成を行い、まちづくり懇談会を実施。（～7月までを目標）</li> <li>・まちづくり懇談会から得た感想や意見を参考にし、自治会担当職員に関する要綱の整備を10月までに行う。</li> <li>・まちづくり出前講座を積極的に開催するため、まちづくり出前講座メニューを5月までに作成し、まちづくり懇談会でPRを行う。</li> </ul>

目標 6	標題	自主防災組織の強化
	<p>災害時の体制を充実させるため、自主防災組織の確立・強化について区会、自治会にアプローチを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災リーダー研修を7月までに実施する。</li> <li>・自主防災出前講座（まちづくり出前講座）について、年間を通じて実施する。（随時）</li> <li>・包括医療センターと共同し、総合防災訓練を実施する。（9月）</li> <li>・避難体制の確立を図るため「命のパスポート」改訂版作成し、小学生以上を対象に配布する。（12月区長・自治会長会時に配布）</li> </ul>	
目標 7	標題	地域防災計画の見直し
	<p>地域防災計画の現状に即した見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画を見直し、県との調整を12月までに実施する。</li> <li>・調整結果を踏まえ、防災会議において3月までに策定する。</li> </ul>	
目標 8	標題	松川町国土利用計画の策定
	<p>公共の福祉を優先させ、かけがえのない自然環境を保全し、健康で文化的な生活環境を確保し、均衡のとれた土地利用計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課担当会議（庁内プロジェクト）を5月までに開催し、基礎資料の収集を9月までに行なう。</li> <li>・6月議会に土地利用計画審議会議案上程し立ち上げ、審議会での審議を行い12月までに策定する。</li> <li>・3月議会において「松川町国土利用計画」の議案を上程（予定）。</li> </ul>	
目標 9	標題	町制施行50周年記念事業
	<p>町制施行50周年を記念して、多くの町民が参加でき、歴史の再確認をし、新しいまちづくりへの展開するため記念事業の開催と共に事業調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間を18年4月～19年3月とし、実行委員会（17年3月）により、事業の推進を図る。</li> <li>・9月30日（土）前夜祭（郷土芸能祭りなど）、10月1日（日）記念式典、牧之原市との友好姉妹都市締結の調印、町長表彰のほか記念イベントを計画する。</li> <li>・関連事業（冠）事業について、他課局開催の記念事業の把握と調整を7月までに実施し、実行委員会からの補助金を交付する。</li> <li>・写真でつづる「まつかわ今昔物語」を開催する。（実施内容についてはまちづくり活動実践塾で検討し、5月の広報誌で募集する。）</li> </ul>	
目標 10	標題	暮らしのガイドブック作成
	<p>現在町に住んでいる方や、移り住んできた方に、各種行政サービスや手続きを案内する暮らしの便手帳を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中旬課局内調整会議開催しアウトラインの決定し、ガイドブックの内容を各課局において7月までに検討し、10月までに作成する。</li> <li>・10月末までに各戸配布を行う。（尚、自治会未加入者の配布方法については配布までに検討を行う）</li> </ul>	
目標 11	標題	新公共交通システムの推進
	<p>路線廃止代替バス（スクールバス）、福祉バス、ひまわりタクシー利用、ボランティア送迎等の公共交通システムの調査結果を踏まえ、新交通システムを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中旬調査結果（17年度委託事業）を踏まえ、関係各課〔総務課、住民福祉課（社協含む）、教育委員会〕の調整会議を開催する。</li> <li>・交通対策委員会を発足して、検討案の審議を行なう。（6～7月）</li> <li>・8月～9月地区（8地区）懇談会を開催して、新交通システムの施行運転の理解と問題点を挙げ、対策委員会で協議を行う。</li> <li>・9月国土交通省の認可申請（新公共交通システムの運行方法による）、その後試験運行（10～11月）を実施する。</li> <li>・対策委員会（11月）により、試験運行の微調整について検討を行い、19年4月スタートまでに必要設備の予算化及び購入整備する。（19年4月新交通システムスタート）</li> </ul>	

目標1	<p><b>標題</b> 町税の収納率の向上</p> <p>町税などの滞納者に対する徴収を強化し、収納率の向上に向けた対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月「収納対策会議」を開催し前の月の収納状況・滞納者の情報交換・収納方策等の検討を行い、効率的で効果的な滞納整理を実施する。（現年度分 実績99.0%、見込み99.1%、目標99.2%）</li> <li>・高額未納者に対しては呼出し状を発送し、納税計画についての相談を行い、「納税誓約書」の提出をさせるとともに、悪質な滞納者については、財産の差押え等の措置を講じる。</li> <li>・町県民税については、新たに設置された「県税収納推進センター」と連携し、県職員との協働徴収により、収納率の向上を図る。</li> <li>・滞納者との困難な折衝などについて、管理職による滞納整理を引続き実施する。</li> </ul>
目標2	<p><b>標題</b> ごみの減量化対策とバイオマスの研究</p> <p>生ごみの減量化対策に取り組むとともに、バイオマス利用などの再資源化方法の研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の燃えるごみの排出量が近隣町村と比較し約1.5倍となっている要因は、燃えるごみの中に「生ごみ」が含まれていることから、生ごみの減量化対策としての「生ごみ処理機設置補助事業」の活用について推進を図るため、9月までに広報や自治会懇談会等において事業内容を説明し、処理機の設置を推進する。</li> <li>・ノーレジ袋マイバック持参運動により、年間10万枚以上のレジ袋の削減を図る。また、ごみを削減するための「4R運動」への取り組みについて、広報・自治会懇談会等を通じ啓発する。</li> <li>・バイオマスの利活用による「生ごみ循環システム」について、10月頃までに先進事例を参考に、当町にとって最も良い生ごみの処理システム方策についての研究・検討を行う。</li> </ul>
目標3	<p><b>標題</b> 環境基本計画の推進・管理</p> <p>松川町環境基本計画の進捗状況を的確に把握するとともに、計画を確実に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全に向けての施策の企画・推進、町民や事業者に対する環境保全に関する情報の提供を行うとともに、自主的な環境保全活動に対し助言・指導を行う。</li> <li>・環境保全協議会を6月までに開催、進捗状況の把握を行うとともに環境審議会を8月に開催し、計画の推進・管理等を行う。また、社会情勢の変化等に応じ適宜見直しを行う。</li> </ul>
目標4	<p><b>標題</b> 窓口の接客対応の向上</p> <p>窓口サービスアップマニュアルによる職員研修の実施や来庁者へのアンケート実施などにより窓口サービスを向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場全体の接客対応の向上を図るため、住民窓口のあり方検討会（庁内プロジェクト）を年2回開催する。</li> <li>・「窓口サービスアップ実践マニュアル」の読み合わせ研修を4月までに実施し、集合研修会を7月までに開催する。</li> <li>・来庁者に対し、職員の接客対応についての「接客アンケート」を5月から実施し、この結果を接客サービスの向上に役立てる。</li> </ul>
目標5	<p><b>標題</b> 国保医療係と保健予防係のグループ制による効果的な保健事業の展開 1</p> <p>病気の早期発見や早期改善を目的にした保健事業の展開を2つの係で連携実施することで、医療費の抑制を図る。（レセプト分析の結果、健診を受診していない方や、健診を受診していても事後指導が徹底されていない方に対するの保健事業強化の必要性があるため、その方々に対し保健事業を強化する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両係による連絡会を毎月開催し、保健事業・健診・訪問計画・課題等について検討し、状況に合わせた素早い予防活動を実施する。</li> <li>・保健衛生系の保健師により国保レセプトの内容分析を行い、分析結果を病気の原因究明と個別の指導に活かし、医療費の削減につなげる。</li> <li>・障害者の方や集団健診になじめない方に対し在宅健診を実施し、保健指導を実施する方の範囲の拡大につなげる。（目標在宅健診キット実施者数50人）</li> <li>・総合健診実施後に、結果の状況別の健康教室を開催実施をし、健診結果の改善率の向上を図る。（開催30回、目標教室参加者数75人、教室参加者の健診結果改善率80%）</li> </ul>

目 標 6	<b>標題</b> 国保ヘルスアップ事業の推進
	65歳未満国保被保険者を対象とした個別支援プログラム「国保ヘルスアップ事業」を実施する。 ・健診結果の異常項目が二つ以上ある国保被保険者（20歳以上65歳未満）に対して食生活改善料理教室・水中運動教室・ウォーキング教室を、年間を通じて30回開催をする。 ・受講後、運動習慣、食生活の改善、健診結果の異常項目の減少が行われているか追跡調査を行い、改善が見られない者に対しては戸別訪問等を実施する。

目標1	<p><b>標題</b> 子育て、保育、学校教育、社会教育の充実とグループ制 2</p> <p>子育て、保育、学校教育三者の連携と情報の共有化によるグループ制の推進と次世代育成支援行動計画の実践による子育て支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、子育て支援センターとの共催「家族で遊ぼう」事業は年間を通じて23回を計画し、運動遊びや子育て講演会を通して家庭保育を行う母親や、祖父母の集いの場や情報交換の場となる様支援する。</li> <li>・障害児の早期発見・早期指導においては、18年度新規事業「遊びの教室」を年間を通じて22回開催。教育委員会もスタッフとして参加。また、教育委員会の保育所訪問は毎月1回各園を巡回し、保育所、子育て支援センターとの連携で適切な支援を行い保育所入所、小学校入学時のスムーズな受け入れ態勢の充実を図る。</li> <li>・次世代育成支援行動計画に基づいた施策の実践。18年度新規ブックスタート事業は4月より対象児童127人を実施予定。又乳幼児健康支援一時預かり事業実施に向け準備を行う。</li> </ul>
目標2	<p><b>標題</b> 介護保険によるサービスや介護予防の推進</p> <p>介護保険制度が平成12年度にスタートし、18年4月より制度の見直しがされた。改正介護保険法に対応し平成18年3月策定の第3期介護保険事業老人福祉計画に基づいた施策の展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係事業者の協力を得て、地域に必要な介護サービスの適正給付が行なわれるよう小規模多機能型居宅介護施設等の供給体制を整える。</li> <li>・今回の改正の根幹である介護予防に関係する施策を、事業者とともに推進し、住民の協力理解を得るなかで、給付費の削減を計り、健全な保険運営に努める。</li> </ul>
目標3	<p><b>標題</b> 地域福祉計画の策定</p> <p>措置制度の時代とは異なり、社会福祉法の目的が『地域の社会福祉の推進を図る』新しい地域福祉に転換していく必要性が生じてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的サービスと地域住民、ボランティア、NPO等による支えあいの地域福祉活動との連携を図る。</li> <li>・計画では限られた町の福祉資源を利用するとともに、第4次総合計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図りながら支えあう地域福祉の基になる計画を19年1月を目標に策定する。</li> <li>・計画策定に当たっては、策定委員会へ諮問し2回(予定)の会議を開催し答申。</li> </ul>
目標4	<p><b>標題</b> 地域包括支援センターを中核とした地域支援体制の整備</p> <p>地域包括支援センターの設置運営により、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続し、「地域包括ケア」の確立を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初年度である18年度中に次の3つの業務を機能させ、一貫したケア体制の整備を行う。 総合相談支援・権利擁護 介護予防ケアマネジメント 包括的・継続的ケアマネジメント</li> <li>・包括的な対応について、ニーズ発見、連絡、通報、情報提供、権利侵害事例など問題への気づきができ見守りから支援、そして予防へと包括的な対応が可能となるための組織体制として、8月までに地域ネットワークの構築を図る。</li> </ul>
目標5	<p><b>標題</b> 障害者自立支援法への対応と障害福祉計画の策定</p> <p>障害者自立支援法(利用者負担4月施行、審査会による障害程度区分判定、障害福祉計画、地域生活支援事業などの事務10月施行)に対し適切な対応を行うとともに、第2次松川町障害者福祉計画を策定を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分の判定については、5月下旬より福祉係と保健師が連携して対象者80名余の調査を開始し、9月末までには支給決定を行う。</li> <li>・地域生活支援事業は、市町村事業とし位置付けられていますが、圏域及ブロックの単位で十分連絡調整しながら、9月の施行までに事業が適正に実施できるよう事務を進める。</li> <li>・第2次松川町障害福祉計画について、アンケートを実施し(9月までに回収)、3月までに素案を策定する。</li> </ul>

目標 6	<b>標題</b> 健康まつかわ21の推進
	<p>健康まつかわ21に定めた7つの課題を推進するための、18年度実行計画に向けて実施推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の受診状況に及び総合検診受診希望に関する調査を5月までに実施するとともに、16年4月実施した健康診断調査結果を基に、効果的な総合検診や受診勧奨へとつなげ、総合検診・がん検診の受診率向上を図る。（20～64歳国保被保険者の総合健診受診率40%以上（平成17年度実績37%））</li> <li>骨折、関節障害の予防としてストレッチ運動を普及させるため、年間を通じてチャンネルユーによる定期放送のほか、あらゆる機会（50周年記念式典や公民館事業など大勢の町民が集まる機会など）にストレッチ運動及びまつかわONDOストレッチを実施・励行を推進する。</li> </ul>
目標 7	<b>標題</b> 国保医療係と保健予防係のグループ制による効果的な保健事業の展開 1
	<p>病気の早期発見や早期改善を目的にした保健事業の展開を2つの係で連携実施することで、医療費の抑制を図る。（レセプト分析の結果、健診を受診していない方や、健診を受診していても事後指導が徹底されていない方に対しての保健事業強化の必要性があるため、その方々に対し保健事業を強化する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両係による連絡会を毎月開催し、保健事業・健診・訪問計画・課題等について検討し、状況に合わせた素早い予防活動を実施する。</li> <li>保健衛生係の保健師により国保レセプトの内容分析を行い、分析結果を病気の原因究明と個別の指導に活かし、医療費の削減につなげる。</li> <li>障害者の方や集団健診になじめない方に対し在宅健診を実施し、保健指導を実施する方の範囲の拡大につなげる。（目標在宅健診キット実施者数50人）</li> <li>総合健診実施後に、結果の状況別の健康教室を開催実施をし、健診結果の改善率の向上を図る。（開催30回、目標教室参加者数75人、教室参加者の健診結果改善率80%）</li> </ul>
目標 8	<b>標題</b> 保健予防活動の充実
	<p>他機関や健康推進委員との連携による保健予防活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所で実施する禁煙外来や食育に関する事業を共同で実施することで、事務事業の効率化及びより専門的な保健サービスの提供を図る。</li> <li>各自治会に委嘱している健康推進委員を通じて自治会での健康学習会の開催や各種健診等の受診取りまとめを依頼し情報交換等することにより効率的に町民への受診促進を促す。</li> </ul>



目標1	<p><b>標題</b> 生涯学習、公民館活動の充実</p> <p>うるおいと生きがいを育む社会教育の充実について、町民のニーズに応え生涯学習への支援と公民館活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の生涯学習の場としてまつかわ大学（実行委員会企画運営）を年4回開講する。（6月人権講座、8月演劇、10月子育て講座、2月地域づくり講座）</li> <li>・図書館において、利用者の増加を目指すため、年3回講演会（6月幼児とメディア、11月パパ絵本プロジェクト、2月中村柁子講演会）を実施し、図書館講座・教室の充実を図る。</li> <li>・街頭あいさつ運動について、活動を拡大し地区館と連携して6月から毎月第一月曜日（8月、1月を除く）に実施する。</li> </ul>
目標2	<p><b>標題</b> 「松川町史」編纂事業の推進</p> <p>「松川町史」（全3巻：合併後50年の歩み、町の歴史、自然、文化など）の編纂事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町史第一巻「松川町合併50年のあゆみ」について、役場職員、委嘱編纂委員、編纂専門委員、事務局執筆原稿を専門委員によるチェック整稿、その後編集作業を行い50周年記念式典（10月）までに刊行する。</li> <li>・第二巻「松川町の歴史」は専門委員3名による執筆を年度内（3月）までに完了する。19年7月刊行予定とする。</li> <li>・第三巻「松川町の自然・文化・民俗」〔仮称〕は、7月中旬を目処〔第一巻発注の後〕に編纂専門委員を委嘱し、具体的スケジュールを計画する。尚、全3巻の編纂作業は19年度内に全てを完了予定。</li> </ul>
目標3	<p><b>標題</b> 学校施設の充実と通学区対策</p> <p>学校施設整備を順次進めるとともに、児童数の減少などによる通学区を含めた今後の小学校のあり方を検討し、学校施設整備計画の策定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区（8～10月）の懇談会を行う。各校PTAとも懇談会を行い、PTAの意見集約を進める。12月には出された意見をまとめ、また町民意見提案制度も取入れながら各校施設整備の計画を検討し、教育委員会で今後の整備計画案を策定する。</li> <li>・中学校屋内体育館の耐震補強事業（19年度実施）に向け、判定委員会並び県の審査確認の実施、実施設計の発注、国庫補助に向けた各種手続きを進める。</li> </ul>
目標4	<p><b>標題</b> 子育て、保育、学校教育、社会教育の充実とグループ制 2</p> <p>子育て、保育、学校教育三者の連携と情報の共有化によるグループ制の推進と次世代育成支援行動計画の実践による子育て支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、子育て支援センターとの共催「家族で遊ぼう」事業は年間を通じて23回を計画し、運動遊びや子育て講演会を通して家庭で子育てを行う母親や、祖父母の集いの場やコミュニケーションの場となる様支援する。</li> <li>・障害児の早期発見・早期指導においては、18年度新規事業「遊びの教室」を年間を通じて22回開催。教育委員会もスタッフとして参加。また、教育委員会の保育所訪問は毎月1回各園を巡回し、保育所、子育て支援センターとの連携で適切な支援を行い保育所入所、小学校入学時のスムーズな受け入れ態勢の充実を図る。</li> <li>・次世代育成支援行動計画に基づいた施策の実践。18年度新規ブックスタート事業は4月より対象児童127人をもって実施予定。又乳幼児健康支援一時預かり事業実施に向け準備を行う。</li> </ul>
目標5	<p><b>標題</b> 公共施設等使用料の見直し</p> <p>松川町自治体経営改革プランに添って、受益者負担の適正化を目標に平成19年度からの公共施設等の使用料を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月までに改定案を作成し、12月議会において使用料徴収条例の改正を上程し、19年4月からの施行を行う。</li> </ul>

目標1	<p><b>標題</b> 下水道加入促進</p> <p>下水道事業の安定経営のため、下水道加入率の伸びが鈍くなっていることから、加入率向上に向けての取組みを行い、下水道加入の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入者に対して、ハガキ発送による加入促進活動を11月までに実施する。その後、必要に応じて個別訪問・相談を行なう（随時実施）。</li> <li>・下水道加入と排水設備工事は別物であるという認識を浸透させるため、住民への周知を行い、まず下水道加入申請と受益者負担金の納入を推進する方針で加入促進を行なう。</li> <li>・ハガキ発送による加入促進は毎年度（毎年11月）行うものとし、あわせて往復ハガキによる下水道加入に関するアンケートも併せて行い、アンケート結果を分析し加入促進へとつなげる。</li> </ul>
目標2	<p><b>標題</b> 下水道財政計画の策定</p> <p>下水道事業の健全経営の指針とするために、下水道財政計画の策定を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定の指針とするため、下水道財政計画（3ヶ年計画）を10月までに策定し、住民へ公表する。</li> <li>・審議会条例を18年度内に整備し、19年度当初に会を立ち上げ、料金改定の審議を開始する。</li> </ul>
目標3	<p><b>標題</b> 健全な水道事業経営の推進</p> <p>経営全般にわたり水利用者の声を聞くため水道事業経営審議会を開催し、料金の見直しや経営の合理化による安定経営を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道固定資産台帳を6月までに整備し、固定資産減価償却の精査を7月までに行う。</li> <li>・水道事業の健全経営を図るため設置した松川町水道事業経営審議会（17年7月）の今後の料金制度に関する中間答申（水道料5%引上げ：平成17年8月）を踏まえ、料金改定に関する審議を再会する。尚、審議会の開催時期については、9月までを目途とする。</li> <li>・職員の削減（1名）を4月より実施し、健全経営に向けた事務の合理化を図る。</li> </ul>
目標4	<p><b>標題</b> むらやま公園整備</p> <p>町民の憩いの場としてリフレッシュタウンまつかわの里、片桐松川親水護岸、およびての森と一体的に利用できるむらやま公園の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工、植栽工を中心に10月着手し、18年度工事分については19年3月完成を目途とする。（全体完了予定20年3月）</li> <li>・50周年記念植樹を3月実施する。</li> </ul>
目標5	<p><b>標題</b> 主要・幹線道路整備計画の策定</p> <p>計画的かつ効果的な幹線道路整備事業の推進を図るため、主要・幹線道路整備計画（平成19～23年度）を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要・幹線道路整備計画策定に関して道路整備審議会を9月までに設置し、検討を実施します。</li> <li>・松川町長期路線整備計画（18年1月見直し）に基づき、計画素案を11月までに策定し、パブリックコメントを実施し、3月までに主要・幹線道路整備計画を策定し、公表します。</li> </ul>
目標6	<p><b>標題</b> 新規・継続の道路事業の拡充</p> <p>地域産業の活性化と活力あるまちづくりを推進するため、新規道路事業の着手と継続道路事業の重点整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業として、町道御嶽原東線歩道設置事業について、用地・補償を9月より着手し全体計画L=460mのうち18年度は概ねL=300m間の用地・補償を実施し事業促進を図る。</li> <li>道路改良継続路線のうち、増野横断線・5号線・8号線・11号線の4路線について、重点予算配分を行い、18年度工事完了を図り、早期に事業効果を図る。</li> </ul>

目標 7	<b>標題</b> 地元施行事業の促進
	<p>生活道路等の小規模工事については地元施行事業等による整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在ある地元施行事業制度の内容を町政懇談会等を通じて、区会及び自治会へ説明し、小規模工事の地元施行事業及び直接施行事業の促進を図る。</li> <li>・町単事業として採択する箇所と地元施行推奨箇所として不採択とする箇所の基準を10月までに決定する。</li> </ul>

目標1	<p><b>標題</b> 農業交流センターの計画、設計</p> <p>農業と観光の拠点施設として農業交流センター（仮称）の建設に向け、建設計画を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き農業交流センター建設委員会を開催し、8月までを目途に建設計画（設置目的、施設内容、設置位置等）の答申内容を決定する。</li> <li>・9月までに設計委託を実施し、12月までに補助金申請用設計を行う。</li> <li>・建設用地の農振除外申請を11月に行う。</li> <li>・決定した建設計画について9月に広報等により町民に情報提供する。</li> </ul>
目標2	<p><b>標題</b> 農産物海外戦略の確立</p> <p>地域ブランドの確立と高付加価値、販路拡大施策として、二十世紀梨の台湾輸出に向け、J Aと連携して条件整備を推進し、輸出事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場及び選果梱包施設についてJ Aを通じて6月までに防疫登録を行う。</li> <li>・輸出業者とJ A間で梨の規格・色・熟糖度・収穫時期・出果量等について調整する。（6月）</li> </ul>
目標3	<p><b>標題</b> 遊休農地の解消</p> <p>遊休農地の発生防止と解消のため、農業委員会と連携するなかで、認定農業者等への利用集積や遊休農地解消について取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（17年度実施）の結果に基づき、農業委員会等機関により12月までに遊休農地解消策について検討する。</li> <li>・遊休農地解消月間（9月）に合わせた農業委員会機関による現地パトロールを実施し、現状把握をする。</li> </ul>
目標4	<p><b>標題</b> 企業誘致および企業懇談会</p> <p>新規工場進出や町内工場閉鎖等の情報を早めに収集し、空洞化対策及び企業誘致に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県東京、名古屋、大阪事務所との連携、情報交換を向き12月までに行うとともに、関東、関西松川の会の総会時に工場用地や空き工場情報等に関する資料を提供する。</li> <li>・「企業人との懇談会」を12月までに開催し、特に町外から進出している町内企業の代表者や商工会を交え、事業や雇用の拡大等についての情報交換を行う。</li> </ul>
目標5	<p><b>標題</b> 商業地元滞留率の向上と支援</p> <p>買い物客のための環境整備を推進するとともに、商店街の活性化や賑わいの向上を図るための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画に基づく新井商店地区街路灯整備を、3月までに実施完了する。</li> <li>・要望のある上片桐地区街路灯整備を関係者と設地場所・順位等を協議し、3月までに実施する、又19年度以降の街路灯整備についての有利な補助金事業を模索する。</li> <li>・マーくんカード事業（年間発行額2,250万点以上の確保）</li> <li>・あらいのぎおんまつり、フェスタぎおんなど地域商店街に密着した行事の支援（イベントメニューの増・充実のための財政面での）を7月までに実施する。</li> <li>・「ぺっかん」の運営事業支援（イベント活用回数増のため地元農産物販売を研究する）。</li> <li>・空き店舗の利活用・商品宅配事業について、商工会・福祉関係者等と12月までに研究する。</li> </ul>
目標6	<p><b>標題</b> 里山整備利用地域制度の支援（里山林の整備推進）</p> <p>地域住民・利用者が自主的に集落周辺の里山を美しい景観形成や水源かん養・土砂流出防止のため、里山林の整備や地域活動の支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山整備利用地域認定（申請中）を受けた部奈地区について、里山整備利用地域活動計画に基づき、里山林の間伐事業に対して、公的里山機能強化整備事業（補助）を活用しアカマツ・スギ・ヒノキ等を対象に、約55.0haを3月までに実施する。（町は県補助残について補助を行う）。</li> </ul>

目 標 7	標 題	清流苑施設の整備更新
		<p>清流苑の利用促進を図るため、老朽化した施設・機械類の整備更新を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度は露天風呂ろ過機取替え工事及びレストラン等ジュウタン張替え工事を7月に実施する。</li> </ul>

目標 1	標題	町民に対して開かれた議会運営のサポート
		町議会への関心と理解を深めるため、定例議会等の情報提供のより一層の充実を図る。 ・町ホームページ（議会事務局）への会議録等、議会情報の掲載を9月までに実施する。
目標 2	標題	適正且つ効率的な選挙の管理執行（選挙管理委員会事務局）
		適正且つ効率的な選挙の管理執行を図る。 ・第9投票所（峠）の借用施設が、JAから個人に所有権移転されたことなどにより、第8投票所（支所）への統合について、地元への説明・確認を行い、本年8月執行予定の長野県知事選挙までに対処する。 ・長野県知事選挙に当り、期日前投票制度の浸透や選挙に対する関心を高め、投票率の向上を図るため、広報、町ホームページの内容充実を7月までに実施する。
目標 3	標題	監査の指摘事項等に対する措置状況の把握（監査委員事務局）
		監査の指摘事項等に対する措置状況を適切に把握する。 ・各監査終了後の講評により、指摘事項については各担当（課）において対処・改善しているが、その措置状況（顛末）の把握を事務局において、本年度の定期監査より行い、行財政運営の適法化と効率性を高める。